

個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定
八尾市実施計画

平成 28 年 1 月 12 日
大阪府八尾市市民税課

目 次

1	実施計画策定の目的	1
2	本市の現状	2
	(1) 給与所得者に対する特別徴収の実施率	
	(2) 特別徴収未実施事業者の把握	
	(3) 個人住民税の収入状況等	
3	本市の取組み	3
	(1) 対象事業者の選定	
	(2) 指定予告通知等の発送	
	(3) 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知	
	(4) 広報・啓発事業の実施	
	(5) 課税部門と徴収部門の連携体制	
4	普通徴収を認める基準	4
	(1) 普通徴収を認める給与受給者	
	(2) 特別徴収の開始を一定期間猶予する給与支払者	
	(3) 普通徴収切替理由書	
5	各年度の実施事務	6
	(1) 平成 27 年度実施事務	
	(2) 平成 28 年度実施事務	
	(3) 平成 29 年度実施事務	
	(4) 平成 30 年度実施事務	
6	広報計画	8
	(1) 広報のポイント	
	(2) 具体的な取組み	
7	取組みスケジュール	9

1 実施計画策定の目的

大阪府及び府内市町村は、平成 27 年 4 月に「個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定に関する基本方針」を確認し、一斉指定の実施に関する取組みを推進するため「大阪府個人住民税特別徴収推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置した。

給与所得に係る個人住民税については、地方税法第 321 条の 3 の規定により、原則として特別徴収の方法により徴収するとされており、同法第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定（本市においては八尾市市税条例（平成 12 年条例第 39 号）第 35 条に規定）により、給与支払者である事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、当該事業者は個人住民税の特別徴収義務者として指定され、給与支払いの際、給与所得者（従業員等）から個人住民税を特別徴収しなければならないと規定されている。

同基本方針では、大阪府及び府内市町村は、法令順守を徹底し特別徴収制度の適正な運用を図るため、特別徴収義務者となるべき事業者の一斉指定の実施が必要であることを共通の認識とし、平成 30 年度を目指して一斉指定に取り組むことを確認した。

この取組みを住民に広く周知するため、平成 27 年 9 月 18 日の推進会議において、大阪府及び府内全 43 市町村が合意して「個人住民税の特別徴収義務者一斉指定に関するオール大阪共同アピール」を採択した。

府内市町村が足並みをそろえて平成 30 年度までに一斉指定を実施するためには、各市町村において具体的な取組みを定めた「実施計画」を策定し、計画的に取組みを進めることが必要である。

この実施計画は、本市が平成 30 年度の一斉指定の実施に向けて、具体的な取組み内容及び工程を定めるものである。

「個人住民税の特別徴収義務者一斉指定に関するオール大阪共同アピール」（抜粋）

大阪府及び府内全 43 市町村は、平成 30 年度から、原則として、法定要件に該当する事業主すべてを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収（給与から差引き）を徹底します。

○ 主な取組み

平成 27 年～29 年	一斉指定に向けた準備・周知活動
平成 29 年冬頃	事業主への指定予告通知の送付
平成 30 年 5 月	一斉指定実施 特別徴収税額決定通知書の送付 (特別徴収義務者に指定)

2 本市の現状

(1) 給与所得者に対する特別徴収の実施率

本市における平成 26 年度の給与所得者は、86,334 人(A)。

うち、特別徴収されている者は、67,080 人(B)。

本市における特別徴収の実施率((B)／(A))は、77.6%

(2) 特別徴収未実施事業者の把握

特別徴収推進の取組みを実施するに当たっては、特別徴収を実施していない事業者を把握することが重要である。

しかし、現状においては、普通徴収としている納税義務者の給与支払者に関する情報は、直接の課税情報ではないことから把握が十分になされていないため、特別徴収を実施していない事業者の把握もできていない状況にある。

特別徴収義務者の一斉指定を円滑に実施するためには、普通徴収としている事業者に対して、事前に十分周知することが必要である。

そのためには、対象となるべき事業者(特別徴収義務者)を把握し、対象事業者のリスト化等により一斉指定の対象となる事業者を選定する必要がある。

(3) 個人住民税の収入状況等

◆ 個人市民税の収入状況

(単位:千円、%)

区 分	直近状況		税源移譲 直後		税源移譲 前	
	H26 年度	構成比	H19 年度	構成比	H18 年度	構成比
個人市民税	13,205,067	34.2	14,681,777	35.2	12,786,454	33.0
その他の税	25,389,412	65.8	26,960,199	64.8	25,904,147	67.0
市税収入合計	38,594,479	100.0	41,641,976	100.0	38,690,601	100.0

◆ 個人市民税の収入未済額状況

(単位:千円、%)

区 分	H26 年度	構成比	H19 年度	構成比	H18 年度	構成比
個人市民税	292,925	28.4	424,374	27.5	354,766	21.3
その他の税	737,202	71.6	1,118,217	72.5	1,309,115	78.7
収入未済額合計	1,030,127	100.0	1,542,591	100.0	1,663,881	100.0

所得税から住民税への税額移譲(平成 19 年度)により個人市民税の収入額が増加するとともに、収入未済額も増加。

市税全体の収入未済額に占める個人住民税の割合は H26 年度では約 3 割の状況。

◆ 個人市民税の徴収区分別・収入歩合の推移

(単位:%)

	H26 年度	H25 年度	H24 年度	H23 年度	H22 年度	H21 年度	H20 年度	H19 年度	H18 年度
普通徴収	96.31	96.23	95.20	95.29	95.23	94.98	96.69	96.02	98.88
特別徴収	99.83	99.89	99.97	99.95	99.75	99.83	98.17	99.11	99.61
合 計	98.67	98.66	98.36	98.37	98.23	98.25	97.67	98.03	99.35

※普通徴収の収入歩合は、H19 年度の税源移譲や景気低迷等の影響等で悪化。

※特別徴収の収入歩合は、普通徴収を大きく上回り、98.17~99.97%で推移。

3 本市の取組み

平成 30 年度において「特別徴収義務者となるべき事業者に対して特別徴収税額の通知」を行うため、次のとおり取組む。

(1) 対象事業者の選定

給与支払報告書等に基づき、特別徴収義務者として指定すべき事業者の選定を行う。

(2) 指定予告通知等の発送

(1) により選定した事業者に対して、平成 28 年度に事前予告通知を、平成 29 年度に指定予告通知を送付する。

① 平成 28 年度の「特別徴収未実施事業者への事前予告通知」の送付

ア 所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）には、「原則として特別徴収の義務があること」

イ 「平成 30 年度を目指して特別徴収義務者の指定を徹底すること」をお知らせする。

② 平成 29 年度「特別徴収義務者指定予告通知」の送付

「平成 30 年度には、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）を原則として、特別徴収義務者に指定すること」を通知する。

(3) 特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知

平成 30 年度の当初課税において、対象事業者を特別徴収義務者に指定し、特別徴収の税額決定通知書を送付する。

(4) 広報・啓発事業の実施

中河内府税事務所とも協力して次の取組みを実施する。

- ① 各種説明会における広報
- ② 税理士会支部、商工会議所等の関係団体への協力依頼
- ③ 事業者への広報（チラシ・リーフレット送付等）

(5) 課税部門と徴収部門の連携体制

特別徴収義務者として指定した者による確実な個人住民税の納入を図るため、課税部門と徴収部門の連携体制を強化する。

4 普通徴収を認める基準

特別徴収の対象となる納税義務者及び特別徴収義務者として指定する事業者については、給与所得者・給与支払者のうち、給与の支払期間が1か月を超える期間により定められている場合などを除き、原則として特別徴収とすることとされている。

しかし、現在の就業形態・雇用関係においては、特別徴収によることとしても異動届出書の提出等による普通徴収への切り替えが見込まれる場合が多い。

したがって、この取組みに当たっては、普通徴収を認める基準を明確にし、基準に合致した場については、普通徴収を認めることとし、それ以外の者を特別徴収となる納税義務者及び特別徴収義務者として指定することにより、特別徴収の推進を円滑に進める。

(1) 普通徴収を認める給与受給者

【給与の支払いを受ける従業員に関する事項】

① 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

給与支払報告書の提出（期限後に提出されたものを含む）時点において、退職や休職などが決まっている場合で特別徴収を行うことができないことが明白である給与受給者。

② 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者

- ・ 給与支払報告書提出時点において、給与の支給が少額（日給月給、休職等による支給額の減少など）であり、特別徴収税額を給与から引き去ることができない月があると見込まれる給与受給者
- ・ 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となることが見込まれる場合は、特別徴収義務者から異動届出書の「その他」欄に普通徴収を認める基準の記号を記入の上、報告してもらう。

③ 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払いが毎月ではない）

- ・ 当該年度において、給与が支給されない月が生じる（派遣労働者等のインターバル期間、事業閉鎖など）ことが見込まれる給与受給者
- ・ 特別徴収義務者指定後において、同様の状況となることが見込まれる場合は、特別徴収義務者から異動届出書の「その他」欄に普通徴収を認める基準の記号を記入の上、報告してもらう。

④ 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者

給与支払者が複数ある場合で、一の特別徴収義務者から特別徴収される給与支払報告書のほかに給与支払報告書があるときは、当該給与支払報告書に係る税額については、当面、普通徴収とすることができる。

なお、本来は特別徴収を実施する必要があることから、取組みの進捗状況に応じて改めて検討する。

(2) 特別徴収の開始を一定期間猶予する給与支払者

【給与の支払いをする事業者に関する事項】

特別徴収実施のために給与システム改修を要するため、直ちに実施することが困難な事情がある事業者

- ・ 給与システム改修による特別徴収の猶予の認定については、府内市町村が統一した基準で対応する。
- ・ 特別徴収の猶予をする場合は、事業者から猶予届出書を提出させる。
- ・ 特別徴収しないことを認める期間は、原則1年とする。

(3) 普通徴収切替理由書

① 普通徴収切替理由書の趣旨

ア 本市は、事業者からの「個人住民税の普通徴収への切替理由書」（以下「普通徴収切替理由書」という。）の提出によって、(1)による普通徴収を認める給与受給者に該当することを、確認する。

イ 普通徴収切替理由書は、原則として給与支払報告書と同時に提出させる。

② 普通徴収切替理由書の主な記載内容

ア 申請者に関する事項（事業者名、指定番号等）

イ 普通徴収を認める給与受給者に関する事項

普通徴収切替理由書の該当する項目に該当する人数を記入する。

③ 「普通徴収切替理由書」様式（案）（⇒幹事会・地域部会で検討中。）

5 各年度の実施事務

(1) 平成 27 年度実施事務

- 普通徴収となっている給与支払者（事業者）の把握とデータ入力
- 本市の非常勤職員等に対する特別徴収実施の庁内調整
- 平成 28 年度実施事務等に対する予算措置、人員措置
- 事業者への電話勧奨、訪問勧奨
- 給与支払報告書総括表を事業者に送付する際の周知文書の掲載等
- 新規事業者への特別徴収の徹底

■府税事務所と協力して次の取組みを実施する。

- 年末調整説明会における特別徴収推進の説明と依頼
- 関係団体（税理士会支部等）への協力要請

(2) 平成 28 年度実施事務

- 普通徴収となっている給与支払者（事業者）の把握とデータ入力
- 本市の非常勤職員等に対する特別徴収実施の庁内調整
- 給与支払報告書総括表等の様式見直し
- 平成 29 年度実施事務等に対する予算措置、人員措置
- 特別徴収義務者指定事前予告通知の送付等
- 特別徴収義務者指定事前予告通知等に対する問い合わせ対応
- 事業者への電話勧奨、訪問勧奨
- 給与支払報告書総括表を事業者に送付する際の周知文書の掲載等
- 新規事業者への特別徴収の徹底

■府税事務所と協力して次の取組みを実施する。

- 年末調整説明会における特別徴収推進の説明と依頼
- 関係団体（税理士会支部等）への協力要請

(3) 平成 29 年度実施事務

- 普通徴収となっている給与支払者（事業者）の把握とデータ入力
- 本市の非常勤職員等に対する特別徴収実施の庁内調整
- 特別徴収義務者指定予告通知の送付
(給与支払報告書総括表、普通徴収切替理由書及びパンフレットを同封)
- 特別徴収義務者指定予告通知に対する問い合わせ対応
- 全事業者に給与支払報告書総括表を送付する際に普通徴収切替理由書を同封
- 平成 30 年度実施事業に対する予算措置、人員措置
- 事業者への電話勧奨、訪問勧奨
- 新規事業者への特別徴収の徹底
- 給与支払報告書の提出時、普通徴収切替理由書未提出の事業者等に税額決定通知直前
(2月～3月)に再度、特別徴収義務者指定予告通知を送付

■府税事務所と協力して次の取組みを実施する。

- 関係団体（税理士会支部等）への協力要請
- 年末調整説明会における特別徴収推進の説明と依頼

(4) 平成30年度実施事務

- 普通徴収となっている給与支払者（事業者）の把握とデータ入力
- 給与支払報告書総括表及び普通徴収切替理由書の確認と対応
- 特別徴収義務者指定通知の送付
- 特別徴収義務者指定通知に対する問い合わせ対応
- 納期の特例の対応
- 一斉指定した滞納事業者への電話等による納入勧奨

6 広報計画

(1) 広報のポイント

- 府と市町村は、オール大阪として特別徴収の推進に取り組んでいることを周知する。
- 特別徴収の制度全般を広報することで、府民はもとより特別徴収未実施の事業者やその従業員に対して、特別徴収が義務的な制度であることへの理解を深めてもらうとともに、この取組みについての理解を求めていく。
- さらに、具体的に平成30年度において、府内全市町村で特別徴収義務者の一斉指定を実施し特別徴収を徹底することを周知し、事業者の事前準備及び自主的な特別徴収への切り換えを促す。

(2) 具体的な取組み

平成30年度の一斉指定に向けて、次の取組みを実施する。

① 大阪府、府内市町村共通の取組み

- 市町村・府広報誌への掲載
- 市町村・府ホームページへの掲載
- パンフレット・チラシの作成配付
- 新設法人(法人府民税・市町村民税)に対し、設立届の提出時での周知徹底

② 府税事務所と協力した取組み

- 関係団体（税理士会等）への協力要請
- 関係団体への説明・チラシ等の共同配布
- 年末調整説明会における特別徴収推進の説明と依頼

7 取組みスケジュール

	市町村	府	推進会議
平成27年9月		広報紙等を活用した広報	モデル実施計画の策定 全体会議
10月	実施計画の策定	事業者への周知	
11月	対象事業者の把握	年末調整説明会での周知	幹事会・地域部会 (課題等の集約・整理)
12月	一斉指定実施に向けた課税事務の検討		各市町村の実施計画の 取りまとめ
平成28年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月	対象事業者の把握		幹事会・地域部会 (進捗状況の把握、 課題等の集約・整理)
8月	一斉指定実施に向けた課税事務の準備	30年度に一斉指定する旨を強調した広報	全体会議
9月			
10月	対象事業者の把握		幹事会・地域部会 (進捗状況の把握、 課題等の集約・整理)
11月	対象事業者あて 事前予告通知 の送付等	年末調整説明会での周知	
12月			実施状況等の把握
平成29年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月	対象事業者の把握		幹事会・地域部会 (進捗状況の把握、 課題等の集約・整理)
8月		関係団体への協力依頼・広報 取組み強化	全体会議
9月			
10月			幹事会・地域部会 (進捗状況の把握、 課題等の集約・整理)
11月	予告通知、 普通徴収切替理由書 の送付等	年末調整説明会での周知	
12月			実施状況等の把握
平成30年1月			
2月			
3月	新規特別徴収義務者の確定		
4月			
5月	税額通知(特別徴収義務者の一斉指定)		幹事会・地域部会 (実施後の検証・課題集約)
6月			
7月			
8月			全体会議
9月			
10月			
11月			幹事会・地域部会 (実施後の課題整理)
12月			